

飼養衛生管理基準が改正されました

令和2年(2020年)6月30日付けで、飼養衛生管理基準の改正が公布されました。豚等は令和2年7月1日、その他の畜種は令和2年10月1日に施行です。マニュアルの作成ほか、一部の取組みについては猶予期間が設定されています。

各畜種の飼養衛生管理基準は下記の農林水産省HPで確認してください。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

または  で検索

【新設または改正された主な項目】 ※畜種ごとに異なる項目があります

家畜の所有者の責務

飼養衛生管理に係るマニュアルの作成、従業員等への周知徹底

野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりに対する準備

衛生管理区域の考え方

放牧制限の準備

衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止

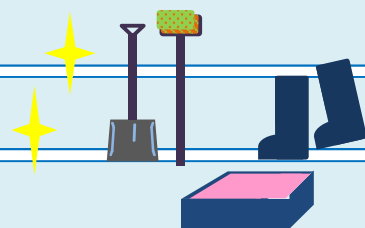
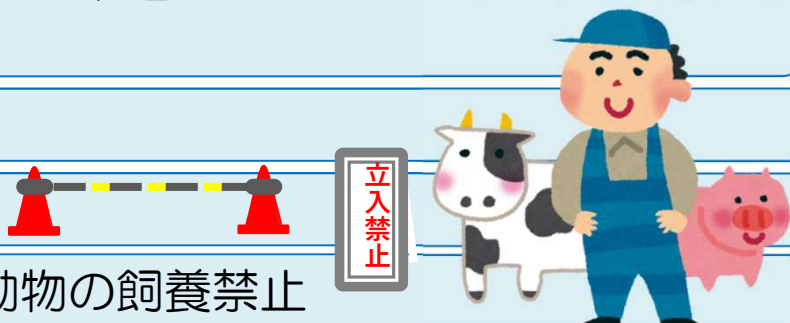
衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止

野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕

畜舎ごとの靴の履き替えまたは消毒

ねずみ及び害虫の駆除

衛生管理区域内の整理整頓及び消毒



北海道釧路家畜保健衛生所

〒084-0917 釧路市大楽毛127番地の1

電話：0154-57-8775 FAX：0154-57-6125